

## **[事案 2021-161] 既払込保険料返還請求**

・令和4年2月7日 裁定終了

### **<事案の概要>**

募集人の説明不十分を理由に、既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

胃がんで入院したため、平成25年3月に契約したがん保険にもとづき給付金を請求したところ、責任開始期前にがんと診断確定されていたとして、契約が無効となり、既払込保険料が返還されなかった。しかし、以下等の理由により、既払込保険料を返還してほしい。

- (1)募集人から、パンフレットや設計書による説明はなく、一度がんに罹患した人が契約できないことは知らなかった。
- (2)契約時、募集人にがんの既往歴について伝えていた。

### **<保険会社の主張>**

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、責任開始期前にがんの診断確定をしている場合は、契約無効となり給付金が支払われないことについて、パンフレットを用いて説明した。
- (2)募集人は、がんの既往歴について、申立人から何も知らされていない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、募集人の説明不十分を認めることはできず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。